

ご利用の皆様へ

高齢者区分適用年齢変更のご案内

浜松市都市公園条例に基づきまして 2026 年 4 月より、施設利用料金における高齢者区分の年齢を 70 歳以上に変更させていただきます。

ご利用の皆様にはご理解、ご了承いただきますようお願い致します。

記

施設利用料金 高齢者区分適用年齢

2026 年 3 月 31 日まで	…	65 歳以上
2026 年 4 月 1 日から	…	70 歳以上

【 高齢者(65 歳以上) 回数券 】 の取扱いについて

- ・ 2026 年 3 月 31 日を以って販売終了致します。
- ・ 4 月 1 日以降も有効期限内(購入日から 6 か月間)であれば
残回数分はご使用いただけます。
- ・ 有効期限や残回数等にかかわらず払い戻しは致しません。
- ・ 休館、利用休止等の場合でも有効期限の延長は致しません。
※ 8 月 1 日～11 月 19 日の期間はアジア大会開催に伴い、一般利用休止と
なりますのでご注意ください。